

令和8年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
公営住宅に係るPPP／PFI導入推進事業についての公示

令和8年4月2日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、公営住宅に係るPPP／PFI導入推進事業について公示します。

※本事業の実施は、令和8年度予算が成立し、予算達げがなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、採択が遅れることや、実施時期、業務内容等の変更があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1 事業概要

(1) 事業名

公営住宅に係るPPP／PFI導入推進事業

(2) 事業目的

本事業は、PPP／PFI事業に関するノウハウのあるコンサルタント等の実務者への助成を通じて、地域でPPP／PFI事業への参画意欲のある民間事業者等と地方公共団体とが連携して行う基本構想検討を支援することにより、民間を活用した地方公共団体における公営住宅等の整備事業の取組を推進することを目的とします。

(3) 事業内容

本事業は、公営住宅に係るPPP／PFI事業の実施に意欲のある地域を対象に、具体の公営住宅等整備に係るPPP／PFI事業を導入するための基本構想検討を推進するにあたって必要となる支援を行うものです。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定しています。

補助金交付決定通知の交付日（令和8年6月下旬目途）から令和9年3月12日（金）まで

2 対象事業者

対象事業者は、1（3）に掲げられた支援を実施する民間事業者とします。また、事業を遂行することが可能であると認められる体制（公営住宅等の整備に係る官民連携事業への参画経験または知識を有する者）、事業実績を有していることが必要となります。

3 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 企画計画係
公営住宅に係るPPP／PFI導入推進事業担当
電話：03-5253-8111（内線 39335、39334）
電子メール：hqt-jubi.kikaku@ki.mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間及び方法

- ① 期間 公示日から令和8年5月7日（木）まで（土日祝除く）
- ② 方法 上記担当部局にて電子媒体をもって交付。

募集要領の交付を申請した際は、着信を確認すること。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和8年5月7日(木)18時(必着)
- ② 場所 上記(1)の担当部局
- ③ 方法 上記(1)の担当部局へ電子メールで提出すること。提出後には、その着信を確認すること。

4 補助事業者の選定

提出された応募書類等について外部有識者等からなる評価委員会において評価を行い、国土交通省が選定事業を決定します。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：3(1)に同じ
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある
- (6) 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。
- (7) 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる
- (8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない
- (9) 詳細は、別途交付する募集要領による